

投資信託等正会員の業務運営等に関する規則に関する細則

平成20年 9月19日制定
平成27年 7月16日改正
令和 7年 9月18日改正
令和 7年 9月18日改正
令和 8年 3月19日改正

(目的)

第1条 この細則は、投資信託等正会員の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

この細則において、投資信託等正会員とは、定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち、同条第11号に定める投資信託委託業者、同条第9号に定める投資法人資産運用業者及び同条第13号に定める委託者非指図型運用業者をいう。

(自己取得等に係る取締役会決議)

第2条 規則第6条の3第1項第3号に規定する細則に定める取締役会において決議する事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 取得若しくは処分（以下「取得等」という。）を実施する日又は期間
- (2) 取得、処分の別
- (3) 取得等を行う不動産投信等の口数及び総額
- (4) 取得等の価額及び価額の決定方法
- (5) 取得等の方法
- (6) 取得等の目的及び資金使途等

(7) 取得等の指図等を第三者に委託する場合には、当該委託先の名称及び委託する事務の概要

2 規則第6条の3第2項に規定する細則に定める事項とは前項各号に掲げる事項及び決議した日とする。

3 規則第6条の3第3項に規定する細則に定める事項とは次に掲げる事項とする。

- (1) 取得等を行った日又は期間
- (2) 取得等を行った自社設定投資信託受益証券等の口数、総額
- (3) 取得等の実施後の当該投資信託等正会員における自社設定投資信託受益証券等の保有口数、総額
- (4) 取得等の方法
- (5) その他投資主保護の観点から必要と考えられる事項

(不動産投信等及びインフラ投信等に係る取得等の要件)

第3条 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。

- (1) 次のいずれかに該当する取得であること。

ア 公募増資その他これに類する行為を行う際の取得であること。

イ 投資信託等正会員が投資している匿名組合等の清算等において金銭に替えて自社設定投資信託受益証券等により出資等の返還を受ける場合の取得であること。

ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等及びインフラ投信等の税法上の導管性要件を満たすために、自社設定投資信託受益証券等の過半を有する投資主からの取得であること。

エ その他、理事会において必要と認めた取得であること。

(2) 第1号アにより取得する場合の取得価額は、当該公募増資に係るブック・ビルディング方式により決定された募集・売出価額又はこれと同等とみなされる公正な価額とすること。

2 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める要件を満たす処分とは、次に掲げる場合について当該各号に定める要件を満たした処分とする。

(1) 取引所取引で処分する場合 投資信託等正会員は当該処分の指図について相場操縦若しくはこれに類似した行為とならないよう処分価額や1日に処分する口数、処分のタイミング等に充分配慮すること。

(2) 取引所外取引で処分する場合 当該処分価額は原則として約定日又は受渡日当日の自社設定投資信託受益証券等に係る取引所取引における最終価格とすること。ただし、第三者による公開買付けに応募する場合等、譲渡先との契約等により別途の価額により処分を行う場合には、その他の投資主が著しく不利となる価額での処分は行わないように留意すること。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条の見出し及び同条第1項第1号ウを改正

附 則

この改正は、令和7年9月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項第1号ウを改正

附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

規則名称を改正

第1条、第2条第3項、第3条第1項及び第2項を改正